

東金市中央公民館使用料

令和元年10月1日改正

1 会議室等使用料

(単位 円)

区分		使用料		
施設	時間	基本使用料	市外居住者割増	冷暖房使用料
講堂	9:00-12:00	2,200	1,100	440
	13:00-17:00	2,200	1,100	440
	17:00-21:30	3,300	1,650	660
第1会議室	9:00-12:00	1,100	550	220
	13:00-17:00	1,100	550	220
	17:00-21:30	1,650	820	330
第2会議室	9:00-12:00	1,100	550	220
	13:00-17:00	1,100	550	220
	17:00-21:30	1,650	820	330
研修室	9:00-12:00	1,100	550	220
	13:00-17:00	1,100	550	220
	17:00-21:30	1,650	820	330
調理研修室	9:00-12:00	1,650	820	330
	13:00-17:00	1,650	820	330
	17:00-21:30	2,200	1,100	440
第1和室	9:00-12:00	1,650	820	330
	13:00-17:00	1,650	820	330
	17:00-21:30	2,200	1,100	440
第2和室	9:00-12:00	550	270	110
	13:00-17:00	550	270	110
	17:00-21:30	770	380	150

注

- 1 使用料の額は、基本使用料に割増使用料を加算した額とする。
- 2 冷房及び暖房の実施期間は、次のとおりとする。
冷房期間 6月15日から9月15日まで
暖房期間 11月15日から翌年の3月15日まで

2 附属設備使用料

(単位 円)

設備の種類	器具名	単位	使用料
楽器	ピアノ	1台	2,200
音響設備	拡声装置	1式	1,100

注 この表における使用料とは、1日の1回分の使用料をいう。

【経過措置について】

改正後の使用料は、10月1日（施行日）以後に使用許可申請の承認があったものから適用し、9月30日までに使用許可申請の承認があったものの使用料は、従来の使用料額が適用となります。